

議 第 2 0 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

本市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する  
条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の  
一部を改正する条例

新潟県柏崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和  
26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第  
3項及び第4項」に、「及び休職の手続」を「、休職及び降給の手続  
及び効果並びに失職の例外」に改める。

第5条を第9条とし、第4条を第7条とし、同条の次に次の1条を  
加える。

（失職の例外）

第8条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過  
失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を  
猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認める  
ときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の  
執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第3条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出し  
として「（休職の効果）」を付する。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項を次のように改める。

任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が不良であることを客観的に認定した結果によらなければならない。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

- (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の確認者による確認が行われた総合評価評語が最下位の段階にある場合（次条において「人事評価の総合評価評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善され

ないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第 4 条 任命権者は、職員の人事評価の総合評価評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなると認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



新潟県柏崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年12月1日条例第49号）

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員</u>の意に反する降任、<u>免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外</u>に<u>関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(降給の種類)</p> <p><b>第2条</b> <u>降給の種類は、降格（職員</u>の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することという。以下同じ。）<u>及び降号（職員</u>の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することという。以下同じ。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p><b>第3条</b> <u>任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）</p> <p>ア <u>職員</u>の能力評価又は業績評価の<u>確認者による確認が行われた総合評価評価語が最下位の段階にある場合（次条において「人事評価の総合評価評価語が最下位の段階である場合」という。）</u> <u>その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくな</u>いと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されな<u>いときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>任命権者が指定する医師2名によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条第3項の規定に基づき、職員</u>の意に反する降任、<u>免職及び休職の手続</u>に<u>関し規定することを目的とする。</u></p>

改正後

立 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びビイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

**第4条** 任命権者は、職員の人事評価の総合評価評語が最下位の段階である場合その他の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなり認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくなり状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

**第5条** 任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、人事評価その他の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が不良であることを客観的に認定した結果によらなければならない。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 (略)

(休職の効果)

**第6条** (略)

2～4 (略)

**第7条** (略)

2 (略)

改正前

(降任、免職及び休職の手續)

**第2条** 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 (略)

(休職の効果)

**第3条** (略)

2～4 (略)

**第4条** (略)

2 (略)

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p><b>第8条</b> 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p>	<p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p>